

藤里町営墓地公園内に合葬墓が完成しました

藤里町民及び藤里町縁の方で、「お墓を継ぐ人（世話をする人）がいない」「経済的にお墓の購入が困難」等の理由により、お骨の行き場がないという問題や、今後避けて通れない「町営墓地での承継者が不在となったときの墓じまいによる遺骨の行き先」問題への対応として、町営の合葬墓を建立しました。

合葬墓とは

宗教、血縁の枠を超えた様々な方の焼骨を合同で埋蔵するお墓のことです。焼骨は、骨壺等から取り出し直接埋蔵します。また、一度埋蔵した焼骨は、取り出すことができません。

使用料 焼骨の埋蔵1体につき 50,000円

使用者の資格

合葬墓を使用しようとする方は、次のいずれかに該当する方に限られます。

- ①藤里町に本籍又は住所を有する方
 - ②藤里町に親族のいる方
 - ③藤里町に本籍又は住所を有していた方の焼骨を埋蔵しようとする方
 - ④藤里町内の墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬しようとする方
- ※①～③については、藤里町の墓地使用許可を現に受けている方は該当しません。
④については、改葬の許可が別途必要です。



使用許可の申請必要書類

【生前予約】（お墓がなく、使用者の資格①②に該当する方で満65歳以上の方）

- 合葬墓使用許可申請書（様式第1号の2）
- 本籍及び住所を証明する書類
- 合葬墓埋蔵主宰者選定届（様式第12号）

※主宰者とは、死後において自己の焼骨を合葬墓に埋蔵する方で、原則、配偶者、3親等以内の血族、2親等以内の姻族、養父母若しくは養子の関係にある方とします。

【改葬申請】（藤里町内の墓地から改葬しようとする方）

- 改葬許可証等（菩提寺等の管理者の許可が必要になります。）
- 合葬墓使用許可申請書（様式第1号の2）
- 本籍及び住所を証明する書類

◆申請を受け付けた後、使用を許可する場合は、合葬墓許可証を交付します。

その他

生前予約をされた方で、使用許可を受けた日から起算し、10年を経過しても焼骨の埋蔵が行われなかったときは、使用許可の効力を失います。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113